

解説

所得税 情報交換等 その他

デロイト トーマツ税理士法人 GESシニアアドバイザー・税理士 飯塚
信吾

国際税務の相談室☆非永住者課税（暗号資産） 非永住者が
暗号資産を外国の交換業者に売却した場合の課税関係等

（80頁）

Q

私（英国籍保有）は日本法人A社に勤務していますが、来日して3年を経過したところであり、それ以前に日本に居住したことがないため、日本の税務上非永住者に該当すると聞いています。私は投資用の資産として英国法人等の株式などを保有しているほか、暗号資産（ビットコイン）も保有しており、本年この暗号資産（ビットコイン）の一部を英国のビットコイン交換業者に売却し英国ポンドを取得しましたが、この取引に係る所得を日本において申告する必要があるでしょうか？

また、引き続き保有しているビットコインは、将来日本の居住者ではなくなった場合に、いわゆる出国税の対象となるでしょうか？

A

非永住者の課税所得は、国外源泉所得以外の所得及び国外源泉所得で国内において支払われ、又は国外から送金されたものとされていますが、暗号資産を国外の交換業者に売却したことによる所得は原則的に国外源泉所得に該当しないため、非永住者であっても課税所得として申告する必要があります。

また、暗号資産は国外転出時課税（出国税）の対象資産である有価証券等に該当しないため、あなたが国外へ転出する際に保有しているビットコインについて出国税が課されることはありません。

なお、2027年以降、外国の取引所等における暗号資産の取引情報等が租税条約に基づく情報交換の対象となり、その取引情報等が居住地である我が国の税務当局に提供される点にも留意する必要があります。

解説

1. 暗号資産による取引とその法的な取扱い

暗号資産には、ビットコイン以外にも、イーサリアム、リップル、ネムなど様々なものがありますが、ビットコインが世界で最初に作られた暗号資産で、暗号資産の中で時価総額が最大であるといわれており、代表的な暗号資産といえます。暗号資産交換業者に口座を開設し、法定の通貨でビットコインを購入し投資用資産として保有するほか、取引の対価として又は、送金手段として活用するなど様々な形態で活用することができます。

暗号資産は、ウォレットと呼ばれるもの（ソフトウェア）で保管されますが、暗号資産交換業者に開設した口座で保管する（オンラインウォレット）ほか、パソコン上で保管する（デスクトップウォレット）ことなどができる、その保管している暗号資産を法定通貨や他の暗号資産と交換（売却）すること、取引の対価として引き渡すことなどもできます。1単位のビットコインは連続するデジタル署名されたデータのチェーンとして定義されており、ビットコインを次の所有者に送付する場合には、①現在の所有者が、次の所有者からその所有するウォレットのアドレスを受信し、②取引情報に自分の秘密のカギを使用してデジタル署名をして、ネットワーク上に送信します。そして、③そのデータ（ブロック）の検証作業が多数の参加者により行われ承認されることになります（マイニング）。法定通貨が中央銀行により管理されるのとは異なり、暗号資産はシステムのルールに従って管理され、発行枚数が決まっていることから、その価格は完全に需要と供給のバランスによって決まるといわれていますⁱ。

当初、暗号資産は一種の「もの」として取り扱われており、特別に法的な規制の対象になっていましたⁱⁱが、2017年4月1日に施行された資金決済に関する法律（以下「資金決済法」）の改正法により、暗号資産は、①物品の購入、借り受け、役務提供を受ける場合の代価の弁済のため不特定の者に対し使用することができ、不特定の者を相手として購入・売却することができる財産的価値で、電子機器等に電子的方法で記録され、電子情報処理組織により移転ができるもの（法定通貨等を除く）、②不特定の者を相手として①のものと相互に交換ができる財産的価値で、電子情報処理組織により移転ができるものⁱⁱⁱと定義され、国内では暗号資産交換業者に登録制を導入し、暗号資産に係る取引について所定の規制が設けられるなどしています。

なお、金融商品取引法上、暗号資産は有価証券、預金債権を表象する証券等、通貨等とともに金融商品の一つとして規定されており、有価証券には含まれていません^{iv}。

2. 暗号資産の取引に係る課税関係

（1）ビットコインの売却による原則的な課税関係

暗号資産による取引に係る課税関係については、国税庁から詳細なFAQが公表^vされており、暗号資産を売却した場合の所得金額は、その暗号資産の譲渡価額から譲渡原価等を控除して計算する（FAQ 1—1）こととされ、その所得は法定通貨との相対的な関係により認識するもので、原則的に雑所得に該当するとされ、その年の暗号資産取引の収入金額

が300万円を超える、これに係る帳簿が保存されている場合には、原則的に事業所得に該当するとされています（FAQ 2－2）。このFAQの取扱いは、営利を目的として継続的に行う資産の譲渡から生じる所得について、事業所得・山林所得に該当する場合を除き雑所得とする所得税基本通達^{vi} の考え方方に沿ったものです。

なお、継続してビットコインの売買を行っており、保有しているビットコインの一部を譲渡した場合の譲渡原価は、総平均法又は移動平均法で計算することとされています^{vii}。

次に、非永住者の課税所得の範囲は、「国外源泉所得以外の所得及び国外源泉所得で国内において支払われ、又は国外から送金されたもの^{viii}」とされているので、あなたの課税所得を計算するためには、ビットコインを売却したことによる所得が国外源泉所得に該当するか否かを検討する必要があります。

資産の譲渡による所得で国外源泉所得に該当するものは、以下の資産の譲渡とされています^{ix} が、ビットコイン（暗号資産）はこのいずれにも該当しません。

- 国外にある不動産・不動産の上に存する権利の譲渡
- 国外にある山林の伐採又は譲渡
- 外国法人の発行する株式等の譲渡で一定のもの
- 国外不動産関連法人の株式等の譲渡 など

また、非永住者の課税所得の計算上、国外にある有価証券の譲渡による所得として規定されている所得^x も国外源泉所得に該当するとされていますが、暗号資産の譲渡による所得はこれにも該当しません。

一方、非居住者が保有している暗号資産を日本の暗号資産交換業者に売却した場合の所得について、その所得は国内源泉所得に該当しないため、申告の必要はないとするFAQが国税庁から公表されており^{xi} 、ここで国内源泉所得の対象となる資産の譲渡等は以下の資産の譲渡等とされています。

- 国内にある不動産・不動産の上に存する権利の譲渡
- 国内にある山林の伐採又は譲渡
- 内国法人の発行する株式等の譲渡で一定のもの
- 国内不動産関連法人の株式等の譲渡
- 非居住者が国内に滞在する間に行う国内にある資産の譲渡 など

このように、所得税法では全ての種類の資産の譲渡による所得について国内源泉所得・国外源泉所得が規定されているわけではなく、非居住者が日本で課税対象となる所得だけを国内源泉所得として規定し、その国内源泉所得に相対する所得（一般的に外国の税務当局が源泉地国課税の対象とする所得）だけを国外源泉所得として規定しています。このような所得税法の規定から、資産の譲渡による所得でもその所得源泉地が明示されていない所得が存在し、非永住者の課税所得である「国外源泉所得以外の所得」には国内源泉所得

だけでなく、所得源泉地が明示されていない資産の譲渡による所得も含まれることになります。

以上のとおり、暗号資産の譲渡による所得については国外源泉所得以外の所得として、あなた（非永住者）の課税範囲に含まれると考えます。

（2）ビットコイン売却による課税関係で留意すべき点

ビットコイン売却による所得は、原則的には国外源泉所得以外の所得になりますが、あなた個人が国外に恒久的施設に相当するものを有し、その施設を通じてビットコインの売買を事業として行っている場合には、その所得は恒久的施設に帰属する所得として国外源泉所得となります^{xii}。

また、あなたが国外に恒久的施設に相当するものを有しない場合であっても、ビットコインの譲渡による所得について、租税条約の規定に従って国外で課税が行われる場合には、その所得を国外源泉所得に置き換えて課税が行われることになります^{xiii}が、日英租税条約は、条約上で明示されている資産以外の資産の譲渡については居住地国でのみ課税とするものであるため、ビットコインの売却による所得が国外源泉所得に置き換えられることはないと考えられます^{xiv}。

（3）国外転出時課税の適用

国外転出時課税は国外転出前10年以内に5年超国内に住所・居所を有していた居住者^{xv}が、国外転出時に保有する有価証券及び匿名組合契約の出資持分等の時価の合計額が1億円を超える場合などに、国外転出時にその資産の譲渡を行ったとみなしてその含み益に対して譲渡所得の課税を行うのですが、この有価証券とは、金融商品取引法2条1項に規定される有価証券その他これに準ずるもの^{xvi}とされており、暗号資産は対象とされていません。したがって、あなたの日本居住期間が5年以下である場合には、国外転出時課税に係る日本居住期間の要件からも国外転出時課税の対象になることはありませんが、あなたが5年超、所定の在留資格で日本に居住した後に国外転出をする場合であっても、暗号資産については国外転出時課税の対象資産に該当しないため、国外転出時課税が生じることはありません。

3. 暗号資産等取引情報等に係る租税条約に基づく情報交換

令和6年度の税制改正に、「非居住者に係る暗号資産取引情報の自動的交換のための報告制度の整備等」が盛り込まれています。この改正は、令和4年にOECDで策定された暗号資産等の取引や移転に関する自動情報交換の枠組み（CARF）に基づき、非居住者の暗号資産に係る取引情報等を各国税務当局と自動的に交換するため、国内の暗号資産交換業者等に非居住者の暗号資産に係る取引情報等を税務当局に報告することを義務付けるものです。

我が国の国税庁は、これにより取得した情報を租税条約の相手国（情報の対象者の居住地国）に引き渡し、一方で相手国から日本の居住者に係る相手国の暗号資産交換業者における取引情報等を取得することになります。

2027年に最初の情報交換（2026年分の情報交換）を実施するとされており、外国の交換業者の情報であっても、日本居住者の暗号資産取引に係る情報を日本の税務当局が保有することになるので、この点にも留意する必要があります。

（以上）

-
- i 暗号資産による取引については、「ビットコインと税務（税大ジャーナル23 2014.5）」（土屋雅一）、及び「暗号資産の基本と仕組みがよくわかる本（2019年12月25日（株）秀和システム）」（堀 龍市）等を参考に記載しました。
 - ii 参議院大久保勉議員の「ビットコインに関する質問主意書」に対する政府答弁書（平成26年3月7日）において、ビットコインは本邦通貨、外国通貨のいずれにも該当せず、ビットコインの取引は金融商品取引法が規定する有価証券等の取引にも該当せず、（当時）その他ビットコインを明確に位置付ける法律等はないとしています。
<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/186/toup/t186028.pdf>
 - iii 資金決済法2条5項
 - iv 金商法2条1項、24項
 - v 令和5年12月25日付 「暗号資産等に関する税務上の取扱いについて（情報）」
 - vi 所得税基本通達35—2（7）
 - vii 所法48の2、所令119の2、FAQ2—4（暗号資産の譲渡原価）、このほか「《暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価方法》関係」として所得税基本通達48の2—1～48の2—4が定められています。
 - viii 所法7条1項二号
 - ix 所法95条4項三号、所令225条の4
 - x 所得税法施行令17条1項～3項
 - xi FAQ1—7（非居住者又は外国法人が行う暗号資産取引）
 - xii 所法95条4項一号
 - xiii 所法95条4項十六号

xiv 日英租税条約13条 6 項

xv 出入国管理及び難民認定法の別表一の在留資格（所謂就労に関する在留資格）で滞在する間及び出国税に関する改正法適用日前の滞在期間は、住所・居所を有していた期間とはされません（所令170条 3項、所令附則（平27政141）8条 2項）。

xvi 所法60条の2 第1項、所法2条 2項十七号、所令4条
